

令和8年4月入学予定者対象

# 入学準備金貸付制度のご案内



坂戸市イメージキャラクター  
**さがさん**

坂戸市では、学校教育法に定める高等学校、高等専門学校、大学（大学院を除く）、短期大学、専修学校（正規の修業年限が2年以上の高等課程及び専門課程に限る）の入学に要する費用の一部を、無利子でお貸ししています。

—— お問合せ先 ——

**坂戸市教育委員会 教育総務課 庶務係**

〒350-0292

坂戸市千代田一丁目1番1号 坂戸市役所4階

 049-283-1331（内線563）

## 【貸付対象者】

- ・市内に在住し、住民登録をしている方
  - ・学校教育法に定める高等学校、高等専門学校、大学（大学院を除く）、短期大学、専修学校（正規の修業年限が2年以上の高等課程及び専門課程に限る）に入学を予定している生徒の保護者
  - ・市税を滞納していない方
  - ・入学費用の調達が困難な方
  - ・連帯保証人を1名得られる方
- ※ 連帯保証人の要件は、p 2をご確認ください。

## 【貸付金額】

- ・高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程） 20万円以内
  - ・大学、短期大学、専修学校（専門課程） 30万円以内
- ※ ただし、予算の範囲内で貸付けを行うため、申請人数により貸付額が申請額を下回る場合があります。

## 【申請期間】

- 第1回 令和7年10月3日（金）～令和7年10月10日（金）  
第2回 令和8年 1月6日（火）～令和8年 1月13日（火）  
※ 土・日曜日、祝日を除く

## 【申請先】

- 坂戸市教育委員会 教育総務課 庶務係
- ※ 坂戸市役所4階の教育総務課窓口に申請書類を持参してください。  
郵送による申請書類の提出は受け付けておりません。

## 【申請方法】

貸付けを希望する方は、以下①～⑥の書類を提出してください。

①坂戸市入学準備金貸付申請書

②家庭状況調書

（収入がある方は、家庭状況調書に記入された収入を証明する書類（※）を窓口で提示していただきますので、あわせてお持ちください。）

※ 例：源泉徴収票、市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書、課税（非課税）・所得証明書 など

③世帯全員が記載された住民票の写し

（世帯主、続柄の記載があり、本籍、筆頭者及び個人番号の記載のないもの）

④世帯の中で収入がある方全員の市・県民税納税証明書（令和7年度）

（収入はあったが税が発生しなかった方は、非課税証明書）

⑤連帯保証人の住民票の写し

（世帯主、続柄、本籍、筆頭者及び個人番号の記載のないもの）

⑥連帯保証人の市（町）・県民税納税証明書（令和7年度）

（収入はあったが税が発生しなかった方、又は収入がない方は、非課税証明書）

## 【連帯保証人の要件】

- ・ 申請者と家計が別の方
- ・ 家計が自立している18歳以上の方
- ・ 申請者から納入期限までに返済がなかった場合、速やかに弁済できる方
- ・ 市（町）税を滞納していない方
- ・ 市内又は近隣市町（川越市、鶴ヶ島市、東松山市、日高市、川島町、鳩山町、毛呂山町）に住民登録をしている方（※）

※ 連帯保証人が市内又は近隣市町在住の方でない場合は、「連帯保証人の住所要件に係る区域外選定理由書」を提出してください。

## 【貸付けの決定等】

入学準備金貸付審査会で審査し、申請者に貸付けの可否を通知します。

（審査の結果、貸付けできない場合もあります。）

第1回 令和7年10月下旬 通知予定

第2回 令和8年 1月下旬 通知予定

## 【入学準備金貸付金の振込み】

貸付けが決定した方は、以下①～④の書類を提出していただきます。

書類提出後、約2週間後に申請者指定の口座に入金します。

(詳しくは、貸付決定時の通知を参照してください。)

- ①入学準備金借用書
- ②連帯保証人の印鑑登録証明書
- ③入学決定を証明する書類（合格通知書の写し等）
- ④請求書（入学準備金貸付金の振込依頼書）

## 【返済方法】

- ・返済開始時期：貸付日から6か月据え置き後  
(例：令和8年3月貸付けの場合、令和8年10月から返済開始)
- ・返済金額：30万円借入れの場合・・・月額7,500円  
20万円借入れの場合・・・月額5,000円
- ・返済期間：40か月以内
- ・無利子
- ※ 在学中から返済が始まります。
- ※ 指定金融機関等の窓口で、納付書によりお支払いいただきます。  
口座振替やコンビニエンスストアでの振込み等はできません。

## 【申請者の方へ】

- ・返済された貸付金は、他の方の貸付金として再び活用する仕組みになっておりますので、貸付金の貸与を希望する方は、返済の義務を十分理解し、返済計画を立てた上で申請してください。

〈注意！〉

- ・返済が滞った場合、督促状の送付や電話、訪問等をさせていただきます。  
また、2か月以上滞納が続く場合は、連帯保証人に連絡し、弁済していただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。